

平成30年 9月の大阪森林便り



今月の木の話

木材は数千度の熱に耐えられる

・木材は温度が250～290度になると炎が燃え移って着火するようになり、350～450度くらい

いで自ら発火します。

- ・ある程度以上の太さの木材になると、表面が焦げるだけで燃えることはありません。
- ・表面が焦げるのは炭化層ができるわけで、ここで酸素の供給が絶たれるからです。
- ・鉄は800度で変形し1000度で溶けますが、木材は炭化層が断熱層となるので、一定の大きさであれば1000度以上になっても内部は燃えません。
- ・太い柱や梁は火事にあって表面が焼けこげると、炭化した部分が空気の流通を妨げるので中まで燃えません。
- ・そのため、鉄の梁のように軟化し、建物が崩れ落ちるといった危険は少ないのです。

木製の大梁は、数千度の温度に耐えうるという実験結果があります。

(日本林業調査会「木材に強くなる本」より抜粋)



(6) 森林環境税を活用して都市に木材を！

- ・平成18年度以降、森林が所在する市町村を中心に「森林環境税」創設に向けた動きが展開され、38都道府県で「森林環境税」が導入されています。
 - ・平成31年度から導入される国の「森林環境税（仮称）」・「森林環境譲与税（仮称）」。
 - ・税の用途は、森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当します。
 - ・国から都道府県と市町村への譲渡割合は1：9ですが、発足初期は2：8でスタート。
 - ・譲渡基準は5/10を私有林人工林面積、2/10を林業就業者数、3/10が人口で譲与します。
 - ・「森林環境税」は、個人住民税の均等割りの納税者から国税として1人年額1000円を上乗せして市町村が徴収する、約600億円。平成36年度からの課税。
 - ・「森林環境譲与税」は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを市町村や都道府県に客観的な基準で譲与（配分）します。課税に先行して平成31年度から開始します。
- (2018年8月5日 東洋木材新聞記事から抜粋引用)